

日本ハム株式会社定款

日本ハム株式会社

日本ハム株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日本ハム株式会社と称し、英文では NH Foods Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食肉加工品の製造および販売
- (2) 畜産の育成・処理・加工および販売
- (3) 農産物の生産および販売
- (4) 油脂の製造および販売
- (5) 水産食料品の輸入・加工および販売
- (6) 瓶・罐詰の製造および販売
- (7) 魚肉練製品の製造および販売
- (8) 調理食品の製造および販売
- (9) 乳製品・パン・菓子類の製造および販売
- (10) 酒類・清涼飲料等飲料の製造および販売
- (11) 飼料・肥料の製造および販売
- (12) 皮革・皮革製品の製造、輸出入および販売
- (13) 医薬品・医薬部外品・動物用医薬品の製造および販売
- (14) 化学・工業用薬品の製造および販売
- (15) 建設工事の設計・監理・施工および請負業、不動産の売買・賃貸および仲介業
- (16) 農業・畜産・食肉関係機械・機器の製作・仕入・販売および賃貸
- (17) 建築・農業・食肉関係資材の仕入および販売
- (18) 飲食店・遊戯場・スポーツ施設・家畜等診療所の経営
- (19) 陸運業および冷凍・冷蔵倉庫業
- (20) 損害保険の代理業および生命保険の募集業
- (21) コンピュータソフトウェアの開発・販売、コンピュータ機器の販売、コンピュータの利用
・開発に関するコンサルタント業
- (22) 旅行業法に基づく旅行業および労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (23) 有価証券の取得・運用、融資、債務の保証等の信用供与および債権の買取
- (24) 以上に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億8千5百万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する手続きおよび手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会開催の時期)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、第21条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第 18 条 当社の取締役は 3 名以上 12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は株主総会において選任し、その選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって会社を代表する取締役として取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて他に会社を代表する取締役を選定することができる。

- ② 取締役会は、その決議をもって必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長若干名を選定することができる。
- ③ 取締役社長は、取締役会の決議に従い業務を執行し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、法令の定めるところにより、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役社長に事故あるときは、第 21 条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

(顧問および相談役)

第 27 条 会社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問および相談役を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第 28 条 当社の監査役は 3 名以上 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は株主総会において選任し、その選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

② 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議をもって常勤監査役 1 名以上を選定する。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会は、各監査役が招集する。招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当（期末配当という。）を行う。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。